

都市計画法第37条に基づく建築制限解除の承認基準

平成13年1月9日適用

建築制限の解除は、開発行為に伴う関連として改修又は整備すべき公共公益施設等の工事が、特に事情のある場合を除き、概ね完了している場合で、かつ、当該開発行為及び建築行為に伴う災害を発生させることのないよう防災措置が講じられている場合で、下記のいずれかに該当する場合でなければ承認しないものとする。

なお、この場合において、当該開発区域又は工区の開発行為に関する検査済証を交付するまでは、原則として当該建築物の使用を制限するものとする。

記

- 1 当該建築物が、官公署、地区センターその他公益的施設で、開発行為の完了公告以前に先行的に建築することが適当と認められるもの
- 2 当該建築物が、国又は府が助成する建築物で、先行的に建築することが公益的見地から特に必要と認められるもの
- 3 自己の居住又は業務の目的に供する建築物を、開発工事に関連し、開発区域内に先行的に建築する必要があるもの
- 4 収用対象事業の施行により既存建築物を除去し移転する場合で、当該事業の工事工程上、先行して建築することが必要となったもの
- 5 当該建築物の基礎が擁壁を兼ねる場合、又は当該建築物が擁壁等に近接している場合等、造成工事と建築工事を切り離して行うことが、工事工程上、技術的に困難又は著しく不適當と認められるもの